

# 令和5年度山梨県地域自殺対策強化 民間団体等事業費補助金 募集要項

## 1 趣旨

自殺は、健康問題、経済・生活問題、家庭問題等、様々な要因が複雑に関係している。県内では、NPO団体、ボランティア団体など様々な民間団体等が自殺の要因となりうる問題の解決に向けた取り組みを行っている。

県内の民間団体等が実施する自殺対策に係る事業を公募し、自殺対策の効果が期待できるものに対して、「山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金を交付し自殺対策の強化を図る。

## 2 応募できる団体等

山梨県内に主たる事務所又は活動拠点を持ち、県内で活動する民間団体等（営利を目的としない団体で、自発性に基づき、自立的・継続的に自殺対策に係る活動を行う組織体であれば、法人格の有無は問わない。）で、次の基準を全て満たすこと。

- (1) 団体の運営に関する規則、会則等に則り、自殺対策に係る事業を的確に遂行できると認められる団体であること。
- (2) 事業の成果報告（収支計算、区分経理）ができること。
- (3) 宗教活動や政治活動を主たる目的とした団体ではないこと。
- (4) 特定の公職者（候補者を含む）又は政党を推薦、支持、反対することを目的とした団体ではないこと。
- (5) 暴力団等（山梨県暴力団排除条例第9条に基づく指針に規定）ではないこと。

### 3 応募できる事業

種目	目的	事業内容	対象経費	補助率
(1) 対面相談事業	<p>自殺に関する悩みを抱える者等に対して、相談会の開催や相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等、自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐこと、また、自殺に関する悩みを抱える者等に対して支援を行っている関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、家族や友人等が、対応に苦慮する中で孤立し、疲弊することのないように支援することを目的とする。</p> <p>なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・心の健康等の健康要因に関する相談会や、自殺の社会的要因である失業、倒産、多重債務、労働問題等に対する生活相談と併せて行う総合支援相談会の開催等</li> <li>・個別相談に対応するための対面式の相談窓口の設置や、既存窓口の充実等</li> <li>・伴走型支援に対応するための相談窓口の設置や、既存窓口の充実等</li> <li>・若者をはじめとする住民の孤立予防やメンタルヘルス向上を支援するための居場所づくり（傾聴サロンの設置、運営等）</li> <li>・生きる力を底上げするため悩みを分かちあえる集い等の設置、運営等</li> <li>・相談担当者や家族等の支援者等への支援 等</li> </ul>	<p>事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（電話・SNS相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）、備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）</p>	10/10
(2) 電話・SNS相談事業	<p>自殺に関する悩みを抱える者等に対して、電話やSNSの相談窓口を設置し、経済・生活問題、労働問題、健康問題、家庭問題、孤立等自殺の背景・原因となる様々な要因について、専門家等が必要に応じて連携を図りながら相談支援を実施することにより自殺を未然に防ぐことを目的とする。</p> <p>なお、児童生徒のみを対象とする事業は、交付対象としない。</p>	<p>関係行政機関や民間団体が実施する電話、メール、WEB、SNS、無料通話アプリ（アプリ間の無料通話機能による電話）等による相談事業の実施に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電話回線の敷設やWEB相談ページの開設等</li> <li>・相談対応者の配置、24時間対応に係る相談員の増員等</li> <li>・相談支援コーディネータの配置や相談者へのフォローアップ等</li> <li>・フリーダイヤルの設置やリスティング広告の表示 等</li> </ul>		

<p>(3) 人材養成事業</p>	<p>関係行政機関等や民間団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成のほか、自殺の危険性の高い人の早期発見、早期対応を図るため、民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、民生委員や児童委員、地域住民に対して、包括的な生きる支援としての自殺対策の重要性に関する理解を持つ人材等を養成する。また、これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材を養成する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関係行政機関等や民間支援団体等の相談担当者、公衆衛生や精神保健、福祉等の専門家など、自殺対策に携わる人材の養成や、養成研修等への派遣</li> <li>・これら地域の人的資源の連携を調整し、包括的な支援の仕組みを構築する役割を担う人材の養成や、養成研修等への派遣 等</li> <li>・e-ラーニング等を活用した自団体又は他の民間団体等の相談担当者への研修の実施 等</li> </ul>		
<p>(4) 普及啓発事業</p>	<p>生きることの包括的な支援としての自殺対策の重要性に関する国民の理解が深まるよう、自殺や自殺関連事象に対する正しい知識を普及啓発する。とりわけ、悩みを抱えたときに周囲に対して助けを求めることに心理的な抵抗を感じさせるような「弱音を吐くことや多重債務等の悩みを打ち明けること、精神疾患への罹患等は不名誉で恥ずかしいものである」という間違った社会通念を払拭することや、自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」であって、その場合には誰かに援助を求めることは適切であり躊躇する必要はないことが社会全体の共通認識となるよう積極的に普及啓発を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シンポジウム、講演会等の開催等</li> <li>・図書館や公共施設など人が多く集まる場所でのパネル展示等</li> <li>・啓発用のカードやパンフレット等の作成・配布</li> <li>・新聞、テレビ、ラジオ、インターネット等による広報等</li> </ul>		

<p>(5) 自死遺族支援機能構築事業</p>	<p>自殺で親族等を亡くした遺族等に対する総合的な支援を強化する。とりわけ、自死遺族等が必要とする支援情報の提供体制を全国各地で整備し、遺族等の自助グループ等の地域における活動支援や遺族等への相談支援、自死遺児への支援を強化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校、職場で自殺が起きた時の遺された家族や関係者に対する支援の促進（自殺発生直後の職場における対応マニュアルや学校の教職員向けの自殺発生直後の対応及び遺児支援等に関する資料の普及）</li> <li>・各地域における遺族等が必要とする支援策等に係る情報提供の推進及びそのための体制の整備</li> <li>・遺族等の自助グループ（わかちあいの会）等の設立や運営支援</li> <li>・遺族等への法律面や生活面における相談支援</li> <li>・遺児のための総合的な育成支援活動の実施及びそのために必要な研修や協議等の実施 等</li> </ul>		
<p>(6) 若年層対策事業</p>	<p>近年、自殺死亡率について、他の年齢層では減少傾向を示している中にも若年層は高止まりを続けており、10代後半から30代の死亡原因の第一位は自殺という状況が続いている。</p> <p>こうしたことから青少年、若年層の自殺対策は重要な課題であり、青少年、若年層の心の健康の保持・増進や良好な人格形成、生活上の困難・ストレスに直面したときの対処方法を身に付けることへの支援等を行う。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・若年層（40歳未満）に対する(1)から(4)に掲げる事業（児童、生徒等を含む若年層が、生活上の困難や心理的ストレスに直面した際、周囲に対して助けを求めることができる力を身に付けさせるための教育や啓発等）</li> <li>・中学生以下の者に対する事業と併せてその保護者（40歳以上を含む。）に対しても行う事業</li> </ul>	<p>事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（若年層対策事業及び災害時自殺対策継続支援事業に係る電話相談事業</p>	<p>10/10</p>

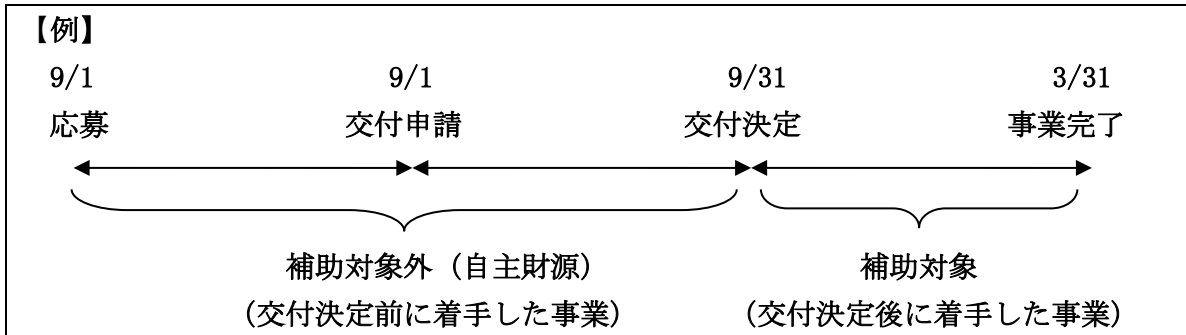
<p>(7) 深夜電話相談強化事業</p>	<p>我が国における自殺は、深夜と早朝にピークを形成しており、当該時間帯に電話相談を実施することにより、自殺を直前で回避できる可能性があると考えられることから、当該時間帯における電話相談窓口の設置を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・原則、深夜（22 時）から早朝（5 時）にかけて実施する電話等による相談事業を新たに実施する際に係る相談対応者の配置、増員等</li> </ul>	<p>及び深夜電話相談強化事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）備品購入費、委託料（上記の経費に限る。）</p>
<p>(8) 自殺未遂者支援事業</p>	<p>自殺者のうち約 2 割が自殺未遂経験者であり、自殺未遂者の自殺再企図防止は自殺対策においても最重要課題の一つである。年間約 3 万 7 千人が自損行為により緊急搬送されており、これらの者が再度自殺を企図することを防止することで、自殺者数の減少につなげるため、地域において自殺未遂者を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受診時及び入院中の支援として行う心理や精神保健、保健福祉や法律等に関する専門家の配置や派遣</li> <li>・受診時及び入院中の支援として行う地域の精神科受診や他機関への相談に向けた連絡・調整</li> <li>・退院後の支援として行う相談窓口の設置、自殺未遂者・自殺未遂者の家族等向け継続的訪問相談等</li> <li>・自殺未遂者向けのグループワークや分かちあいの集い等への支援</li> <li>・保健師や精神保健の専門家、民間団体の相談員等に対する自殺未遂者対応のための研修の実施</li> <li>・自殺未遂者支援を目的とした依存症等の自助グループやその関係者等を対象とした自殺予防のための啓発や研修 等</li> </ul>	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(9)ゲートキーパー養成事業</p>	<p>自殺総合対策大綱（令和4年10月14日閣議決定。以下「大綱」という。）記載の以下の内容を踏まえ、ゲートキーパーの養成について集中的な取組を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ゲートキーパーの養成を通じて、自殺や自殺対策に関する正しい理解促進の取組を推進する。</li> <li>・自殺の危険を示すサインに気付き、声を掛け、話を聞き、必要に応じて専門家につなぎ、見守ったりする、「ゲートキーパー」の役割を担う人材等を養成する。自殺予防週間、自殺対策強化月間における集中的な広報を含め、年間を通じて広く周知を進めることにより、国民の約3人に1人以上がゲートキーパーについて聞いたことがあるようにすることを目指す。</li> <li>・若者を含め、国民一人ひとりが、周りの人の異変に気付いた場合には身近なゲートキーパーとして適切に行動することができるよう、必要な基礎的知識の普及を図る。そのため、全国的にゲートキーパー養成の取組を促進すべく、行政機関や各地域におけるゲートキーパー研修の受講の取組を進める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民間企業等の管理職等、かかりつけ医や学校教職員等、弁護士や司法書士等の法律問題に関する専門家、調剤、医薬品販売等を通じて住民の健康状態等に関する情報に接する機会が多い薬剤師や介護関係者など、様々な分野でのゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣</li> <li>・民生委員や児童委員、地域住民など、地域に密着したゲートキーパーの養成や、養成研修等への派遣</li> </ul>		
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">(10)災害時自殺対策継続支援事業</p>	<p>大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、災害の程度によってはそのリスクも長期に及ぶことから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を継続して実施する。</p>	<p>「災害時自殺対策事業」を実施した後、引き続き対応が必要な以下の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催</li> <li>・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等</li> </ul>		

<p>(11) 災害時自殺対策事業</p>	<p>大規模な災害の発生時においては、被災者は様々なストレス要因を抱えることとなり、自殺リスクも高まることが予想され、自殺対策の実施は極めて緊急性の高い課題であることから、被災者等の孤立防止や心のケアを始めとする各般の支援を実施する。</p> <p>原則、災害救助法の適用を受けた災害に対する事業とし、実施期間は災害発生から一定期間が経過するまでとする（一定期間とは、原則、激甚災害に指定された災害については災害発生から3年経過後の年度末まで、その他の災害については災害発生から1年経過後の年度末までとする）。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被災者又は避難者に対する自殺予防のための相談会等の開催</li> <li>・被災者又は避難者に対する自殺予防のための傾聴サロン等の実施 等</li> </ul>		
<p>(12) ハイリスク地対策事業</p>	<p>自殺多発地域（ハイリスク地。当該事業における「ハイリスク地」とは、次の①から③の条件を全て満たす地点（地域）をいう。①比較的立入が容易な一般の公共の場所であること（自宅、勤務先は除く）、②自殺の場所として利用されやすく、そのような場所として知られていること、③一定期間において、当該場所で発見された自殺者又は自殺企図者が複数人いること。）には、地域住民以外の自殺志願者が集まるという現状があるため、当該ハイリスク地に対する取組を支援する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ハイリスク地における看板、電話、監視カメラ等の設置</li> <li>・ハイリスク地のパトロールの実施</li> <li>・ハイリスク地における自殺企図者の一時保護</li> <li>・ハイリスク地対策に関わる関係機関の連携体制の構築 等</li> </ul>	<p>事業実施に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、工事費（ハイリスク地対策事業に係る工事及び災害時自殺対策事業に係る電話相談事業に必要な電話回線の工事に伴うものに限る。）</p> <p>、備品購入費、委託料（上記の経費に限る）</p>	<p>10/10</p>

#### 4 応募できる事業の条件

- (1) 応募する事業が、国、地方公共団体又はそれらの外郭団体等から委託や助成等を受けている事業ではないこと。
- (2) 交付決定前に着手している事業ではないこと。
- (3) 交付決定日から令和6年3月31日までの間に実施され、かつ支払まで完了するものであること。



#### 5 補助金額

1 団体等につき 300,000 円以内で知事が必要と認めた額

ただし、ハイリスク地対策事業のうち「ハイリスク地におけるパトロールの実施」及び「ハイリスク地における自殺企図者の一時保護」についてはこの限りではないが、応募前に必ず下記問い合わせ先に相談すること。

#### 6 募集

##### (1) 応募受付期間

令和5年9月22日(金)まで

##### (2) 応募書類

補助を受けようとする民間団体等は、以下の書類を各1部、持参又は郵送により提出すること。なお、提出した書類は返却しない。

ア 実施計画書

イ 収支予算(見込)書

ウ 暴力団を排除するための誓約書

エ 団体に関する書類

① 団体等の概要(別記様式)

② 定款、寄付行為、会則、役員名簿又はこれらに代わるもの

③ 団体等に係る直近の事業報告書(※新たに団体等を立ち上げる場合は不要)

④ 団体等に係る直近の貸借対照表、損益計算書(正味財産増減計算書)など(※同上)

⑤ その他参考となる資料(団体等のパンフレットやチラシなど)

##### (3) 選考方法

応募のあった事業について、以下の基準により審査を行い、選考結果は文書により応募者に通知する。

ア 自殺対策に資する事業としての貢献度



イ 事業計画の具体性及び実現可能性

ウ 事業を遂行できる確実性（組織体制や自殺対策又はそれに類する活動実績等）

## 7 選考結果の通知等

(1) 選考結果は、文書で通知する。

(2) 採択後の手続き

「山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金交付要綱」に基づき、補助金交付申請を行い、交付決定後に事業着手する。

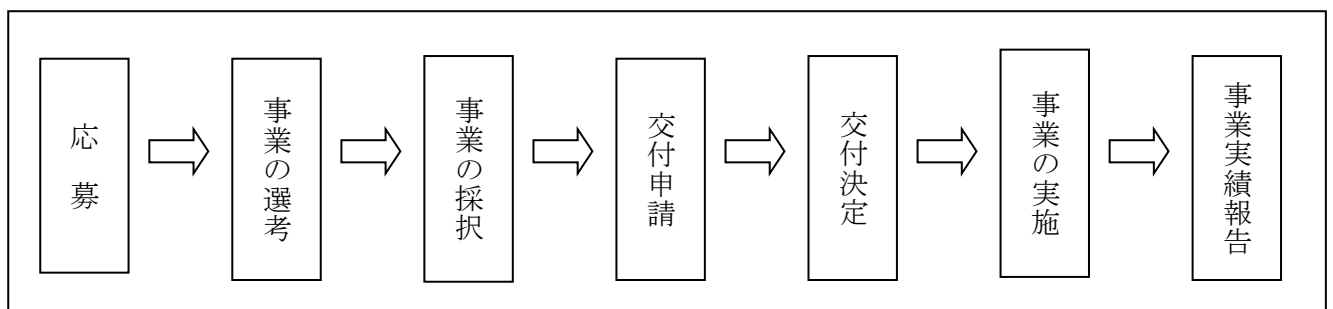
## 8 提出先・問合せ先

〒400-8501 甲府市丸の内 1-6-1 山梨県福祉保健部健康増進課心の健康担当

TEL 055-223-1495

FAX 055-223-1499

### <全体の流れ>



令和 年 月 日

山梨県知事 長崎 幸太郎 殿

所在地

団体名

代表者名

印

令和5年度山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金の応募について

このことについて、関係書類を添えて応募します。

# 実施計画書

団体名	代表者名

① 種 目	
② 事 業 名	
③ 事業実施目的 及び補助金の 申請理由	
④ 申 請 額	千円
⑤ 事業内容 (事業実施スケジュール、 具体的内容・手法)	

## 収支予算（見込）書

### (1) 収 入

区 分	金額 (円)	内 訳
補 助 金		山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金 その他 ( )
会 費		
寄 附 金		
そ の 他		
計		

### (2) 支 出

区 分	金額 (円)	積 算 内 訳
計		

※ 経費区分には、報償費、賃金、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費等を記載してください。

別記様式

「山梨県地域自殺対策強化民間団体等事業費補助金」応募団体等の概要

令和 年 月 日

民間団体等の名称	(所在地) 〒 (名称) (代表者)	
本事業に係る連絡先  ※ 不明な点を問い合わせることがあります。連絡先を指定してください。	担当者	
	住所	〒
	電話/FAX	電話 / FAX
	E-mail	
( 個人宅・勤務先・団体事務所 ) ← ○をつけてください		

<民間団体等の概要>

発足 (予定) 年月日	年 月 日	
構成員数 (会員数)	名	
役員等の氏名  ※ 名簿等の添付で省略可	( )	( )
	( )	( )
	↑ 代表、事務局長、会計等の役職は ( ) 内に記入してください。	他 名
団体等設立の経緯  ※ 設立のきっかけ、その後の活動について簡潔に記入してください。		
団体等の目的  ※ 定款、会則等に記載された目的を記入してください。		
主な活動  ※ 定款、会則等に記載された主たる事業を記入してください。		
団体等(全体)の年間事業費  ※ 決算報告書等がある場合は、前年の収支決算等を添付し、ない場合は右欄に記入してください。  ※ <u>これから活動を始める団体等は、予算を記入してください。</u>	(収入の部)	(支出の部)
	会費収入	千円 ( ) 千円
	寄附金収入	千円 ( ) 千円
	事業収入	千円 ( ) 千円
	( )	千円 ( ) 千円
	計	千円 計 千円
予算(今年度)・決算(前年度) ← ○をつけてください		
申請する事業への他からの補助金・委託の有無	有・無・申請中 (申請先: )	